

## 堺市の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 18年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
19年度	833,694	290,889,284	901,713	50,724,776	17.4	17.6

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

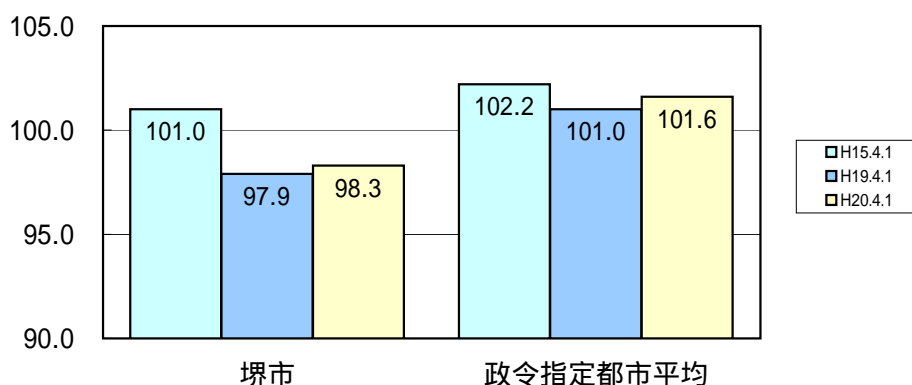
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
19年度	4,849	20,002,344	5,624,187	8,462,166	34,088,697	7,030	7,198

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

#### (3) 特記事項

- ・ 平成17年4月から平成19年12月までの間、局長級及び部長級の職員については5%、部次長級及び課長級の職員については3%の給料月額を減額をしています。
- ・ 平成17年度から19年度までの間、全職員について期末及び勤勉手当の5%をそれぞれ減額しています。

#### (4) ラスパイレス指数の状況(一般行政職員・各年4月1日現在)



地域手当補正後  
ラスパイレス指数  
(平成20年4月1日現在)

98.3

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(注) 2 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するために、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

#### (4) 給与改定の状況

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
20年度	414,705 円	414,498 円	207 円 0.05%	0.00%	0.00%	0.00%

(注) 1 「公務員給与」及び「較差」欄の上段は給与減額措置前、下段は減額措置後

(注) 2 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給月数 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
20年度	4.50	4.50	0.00	0.00	4.50	4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤  
 勉手当の年間支給月数です。

(注) 本市職員においては、期末手当・勤勉手当の減額措置が実施されています。(上記支給月数は減額措置前)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況(全会計)

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成20年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
堺市	44.4 歳	351,055 円	462,516 円	415,443 円
政令市平均	43.4 歳	354,883 円	474,358 円	421,890 円
大阪府	44.0 歳	345,722 円	456,625 円	405,029 円
国	41.4 歳	325,113 円		387,506 円

端数処理の関係で、総務省が公表する数値と異なる場合があります。

技能労務職

区分	公務員					民間		参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与 月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
堺市	52.8歳	347人	379,627円	462,423円	435,992円				
うち清掃職員	52.0歳	66人	376,823円	481,549円	435,874円	廃棄物処理業 従業員	43.6歳	303,600円	1.59
うち学校給食	56.8歳	15人	403,973円	463,631円	456,517円	調理士	42.5歳	266,400円	1.74
うち用務員	53.3歳	111人	383,041円	449,458円	441,834円	用務員	53.9歳	225,900円	1.99
うち自動車運転手	58.1歳	5人	423,100円	581,428円	480,590円	自家用常用自動車 運転者	57.3歳	324,800円	1.79
うちその他	52.1歳	150人	374,449円	459,493円	428,215円				
政令市平均	45.4歳	2,035人	328,088円	416,870円	386,641円				
大阪府	47.3歳	1,166人	320,318円	405,092円	374,794円				
国	48.9歳	4,784人	284,679円		320,623円				

端数処理の関係で、総務省が公表する数値と異なる場合があります。

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較(千円)		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
堺市			
うち清掃職員	7,679.8	4,225.1	1.82
うち学校給食	7,479.6	3,581.3	2.09
うち用務員	7,281.8	3,227.4	2.26
うち自動車運転手	9,124.5	4,667.7	1.95
うちその他	7,374.8		

民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」において公表されている大阪府(大阪府のデータがない区分  
 については全国)のデータ(平成17年～19年の3ヶ年平均)を記載しています。

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではあ  
 りません。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度  
 に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

教育職 高等学校

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
堺 市	44.6 歳	348,825 円	441,951 円
政令市平均	45.7 歳	410,993 円	509,969 円
大阪府	48.0 歳	404,617 円	490,859 円

期限付講師等を含む

教育職 幼稚園

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
堺市	44.0 歳	356,665 円	430,062 円
政令市平均	41.3 歳	349,450 円	411,131 円
大阪府	- 歳	- 円	- 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均月額です。

(注)2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成20年4月1日現在)

区 分		堺 市	大 阪 府	国
一般行政職	大 学 卒	178,800 円	178,800 円	172,200(2種) 円
	高 校 卒	149,800 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	146,700 円	137,900 円	137,200 円
	中 学 卒	133,100 円	- 円	129,200 円
教育職 高等学校	大 学 卒	199,700 円	199,700 円	- 円
教育職 幼稚園	大 学 卒	199,700 円	199,700 円	- 円
	短 大 卒	177,200 円	177,200 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成20年4月1日現在)

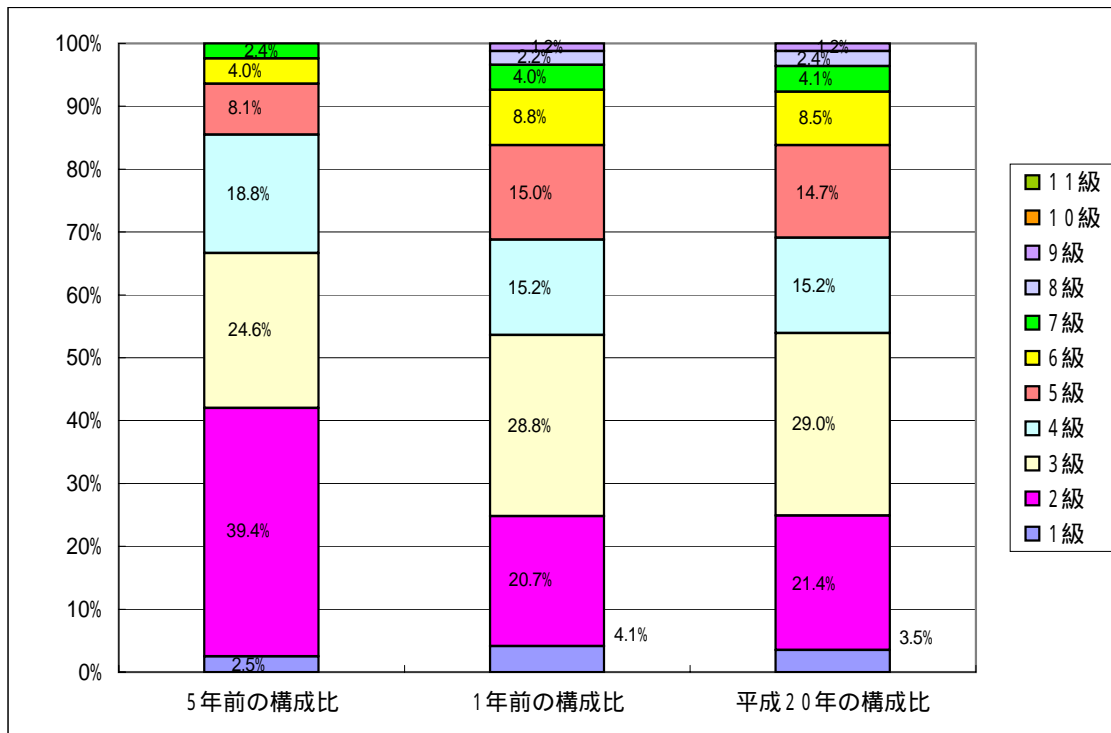
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	254,711 円	307,255 円	349,903 円
	高 校 卒	223,225 円	266,588 円	315,217 円
技能労務職	高 校 卒	232,900 円	271,880 円	297,700 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円
教育職 高等学校	大 学 卒	298,116 円	322,365 円	328,709 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成20年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	監・補佐官・局長・理事(局長級)	40 人	1.2%
8 級	部長・理事	77 人	2.4%
7 級	部次長・副理事・総括課長	132 人	4.1%
6 級	課長・参事	278 人	8.5%
5 級	困難課長補佐・困難主幹	480 人	14.7%
4 級	課長補佐・主幹・困難係長・困難主査	494 人	15.2%
3 級	係長・主査・主任	945 人	29.0%
2 級	主事・技師	698 人	21.4%
1 級	主事・技師	114 人	3.5%

(注) 1 堺市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数(高等学校事務職員を除く)です。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年4月に7等級制から11級制に変更し、更に平成18年10月に11級制から10級制に変更しています。(新給料表の10級は現在該当者なし)

#### 【参考】

旧給料表1(一)等級	旧給料表11級	新給料表9級
旧給料表1(二)等級	旧給料表10級	新給料表8級
旧給料表1(三)等級	旧給料表9級	新給料表7級
旧給料表2等級	旧給料表8級	新給料表6級
旧給料表3等級	旧給料表7級	新給料表5級
旧給料表4等級	旧給料表6級	新給料表4級
旧給料表5等級	旧給料表5・4級	新給料表3級
	旧給料表3級	新給料表2級
	旧給料表2・1級	新給料表1級

**(2) 昇給への勤務成績の反映状況(一般行政職)**

1 昇給日前1年間の勤務状況をもとにした所属長による昇給判定と、勤務実績に基づく3区分の昇給を行っています。

2 昇給区分

区分	昇給する号給数		備考
	55歳未満	55歳以上	
1(標準)	4号給	2号給	良好
2	2号給	1号給	やや良好でない
3	昇給しない	昇給しない	良好でない

**4 職員の手当の状況**

**(1) 期末手当・勤勉手当**

堺市	大 阪 府	国
1人当たり平均支給額(19年度) 1,774 千円	1人当たり平均支給額(19年度) 1,832 千円	
(平成19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 1.6 )月分 ( 0.75 )月分	(平成19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 1.6 )月分 ( 0.75 )月分	(平成19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 1.6 )月分 ( 0.75 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

1 支給対象期間における勤務実績に応じて支給額の減額を行っています。

**(2) 退職手当(平成20年4月1日現在)**

堺 市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	53.50 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	病気特別退職時2%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	3,798 千円(自己都合) 25,106 千円(勤奨・定年)				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度中に退職した普通会計における全職種にかかる職員に支給された事由別の平均額です。

**(3) 地域手当(普通会計)**

(平成20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		1	20億8,131万3 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		2	440,490 円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
本市(医師を除く)	4,516 人	10 %	10 %
本市(医師)	18 人	15 %	15 %
東京都特別区(東京事務所)	14 人	18 %	16 %

- 1 再任用短時間及び任期付短時間勤務職員への支給分を除く
- 2 外郭団体等への派遣職員を除く正規職員の平均支給額
- 3 外郭団体等への派遣職員(115人)を除く

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
本市(医師を除く)	10 %	10 %
本市(医師)	15 %	15 %
東京都特別区(東京事務所)	18 %	18 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

(4) 特殊勤務手当(平成20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)	55,690 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	84,124 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)	14.0 %		
手当の種類(手当数)	15 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税等事務従事手当	税務部に勤務する職員 保険年金課、地域福祉課(収納 対策業務に従事する職員に限る) 又は、国保特別滞納対策室に勤 務する職員その他市長が認める職 員	市税又は国民健康保険に 関する事務業務	(1)検査又は調査 日額 250円 徴収 日額 250円 差押 1件 250円 (2)徴収 日額 250円 差押 1件 250円
夜間特殊業務手当	右記業務に従事する職員	正規の勤務の全部又は一 部が深夜(午後10時から翌 日の午前5時までをいう。 以下同じ。)において行わ れる業務に従事する場合	正規の勤務時間が深夜の 全部を含む業務である場合 1,100円 正規の勤務時間が深夜の 一部を含む業務で、その深夜 における勤務時間が2時間以 上である場合 730円 正規の勤務時間が深夜の 一部を含む業務で、その深夜 における勤務時間が2時間未 満である場合 410円
社会福祉等業務従事手 当	(1)生活援護第一課、生活援護第 二課及び生活援護課に勤務する 右記業務に主務者としてまっぱら 従事する職員  (2)子ども相談所に勤務し、右記業 務に従事するもの	(1)社会福祉法第15条第3 項もしくは第4項に規定す る業務に専ら従事するもの のうち、生活保護法第27条 又は第27条の2に規定する 業務に従事するもの (2)児童福祉法第11条第1 項第2号の事務業務に従 事するもの	日 額 250円
行旅死病人取扱業務手 当	福祉推進部(社会援護課、高齢福 祉課、障害福祉課および介護保険 課に限る)または保健福祉総合セ ンター(保健センターを除く)に勤 務する職員	行旅病人または行旅死亡 人の救護および収容等の 業務	行旅病人の場合 1件 800円 行旅死亡人の場合 1件 2,000円
精神保健福祉等業務従 事手当	右記業務に従事する職員	(1)精神保健及び障害者福 祉に関する法律第27条第 3項の規定による診察の立 会いに従事するもの (2)法第29条の2の2の規定 に基づく緊急措置入院の ための移送業務に従事す るもの (3)法第34条の規定に基づ く医療保護入院等のため の移送業務に従事するも の	日 額 300円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	(1)動物指導センターに勤務する職員  (2)食品衛生課に勤務する職員 (3)健康部及び保健センターに勤務する職員  (4)市立堺病院に勤務する職員(医師及び歯科医師を除く)  (5)健康部に勤務する職員で右記業務に従事する職員	(1)狂犬病の予防等に関する業務  (2)と畜検査の業務 (3)感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という)第6条第1項に規定する感染症(三類感染症、四類感染症および五類感染症を除く。以下「感染症」という)の患者の救護等の業務 (4)感染症の患者の看護等の業務に従事する職員 (5)害虫、ねずみ等に関する苦情相談、指導啓発若しくは駆除又は浸水等による消毒に関する業務	(1)保護収容等1件につき 犬・成猫 1,000円 子猫 300円 その他の職員 日額 300円  (2)日 額 400円 (3) 日 額 290円  (4)日 額 290円  (5)日 額 300円
放射線取扱手当	健康部、保健センター及び市立堺病院に勤務する職員	エックス線その他の放射線を取り扱う業務	日 額 230円
斎苑業務手当	斎場に勤務する職員	斎場に関する業務	炉の使用に係る業務に従事する職員 炉使用1件 1,000円 その他の職員 日額 300円 火葬に係る業務に従事する職員 日額 500円
環境事業業務従事手当	(1)環境事業所に勤務する職員  (2)クリーンセンター管理課、南工場及び東工場に勤務する職員  (3)環境事業企画課又は環境事業推進センターに勤務する職員並びに市長が認める職員  (4)クリーンセンター管理課、東工場、南工場、南部処理場、浄化ステーション又は自治推進課に勤務する職員並びに市長が認める職員	(1)廃棄物の収集運搬に関する業務  (2)廃棄物の焼却又はし尿、污泥の処理等に関する作業 (3)専ら廃棄物の処理または資源化処理の作業 (4)廃棄物の収集、焼却又はし尿、污泥の処理等に関する作業	(1)日 額 1,000円 半日500円  (2)(3)(4) 日 額 300円
用地交渉等手当	用地課に勤務する職員または任命権者が認めるもの	事業に必要な土地の取得等に関して、権利者と直接面談により交渉等を行う業務	1日 650円 (深夜の場合650円にその50/100を加算)
危険作業従事手当	(1)公園事務所に勤務する職員及び教育委員会が定める職員  (2)地域整備事務所又は自転車対策事務所に勤務する職員  (3)(4)地域整備事務所、自転車対策事務所又は公園事務所に勤務する職員及び教育委員会が定める職員	(1)地上又は水面上の足場が不安定であり、かつ、墜落の危険が特に著しい箇所で行う業務 (2)交通遮断することなく行う、道路(一般交通の用に供されている車両の通行のための道路に限る。)の維持修繕等の業務 (3)チェーンソー、刈払機その他これらに類するものを使用する業務 (4)シンナーその他の有機溶剤等の薬剤を使用する業務	日 額 100円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊で一時的な業務に支給する手当	右記業務に従事する職員	一時的に発生する業務のうち、前記までに掲げる手当の対象となるものと同等以上の危険、不快、不健康または困難な業務その他著しく特殊なものと市長または上下水道事業管理者が特に認める場合	当該業務の特殊性に応じてその都度市長または上下水道事業管理者が定める
夜間教育等勤務手当	夜間高校に勤務する一般行政職員	夜間高校における業務	日 額 500円
教員特殊業務手当	高等学校、幼稚園または養護学校に勤務する教育公務員	<p>(1)学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務で次に掲げるもの</p> <p>イ.非常災害時における児童(幼児を含む)もしくは生徒の保護または緊急の防災もしくは復旧の業務</p> <p>ロ.児童または生徒の負傷、疾病等に伴う緊急の業務</p> <p>ハ.児童または生徒に対する緊急の補導の業務</p> <p>ニ.生徒の保護または緊急の防災もしくは復旧の業務</p> <p>(2)修学旅行、林間・臨海学校等において児童または生徒を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの</p> <p>(3)別に定める対外運動競技等において児童または生徒を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの</p> <p>(4)学校の管理下において行われる部活動における児童または生徒に対する指導業務で、週休日、指定日等または四時間勤務日に行うもの</p> <p>(5)入学試験に係る受験生の監督、採点または合否判定の業務で週休日、指定日等または四時間勤務日に行うもの</p>	<p>(1)日 額</p> <p>・週休日または指定日等で従事時間が8時間以上</p> <p>・四時間勤務日において正規の勤務時間以外の従事時間が7時間以上</p> <p>・週休日、指定日等、四時間勤務日以外の日で正規の勤務時間以外の従事時間が6時間以上</p> <p>イ 3,200円 (被害が特に甚大な場合 6,400円)</p> <p>ロ、ハ 3,000円</p> <p>・週休日または指定日等で従事時間が5～8時間</p> <p>・四時間勤務日において正規の勤務時間以外の従事時間が4～7時間</p> <p>・週休日、指定日等、四時間勤務日以外の日で正規の勤務時間</p> <p>イ 1,600円 (被害が特に甚大な場合 3,200円)</p> <p>ロ、ハ 1,500円</p> <p>(2)(3)日 額 8時間以上 1,700円</p> <p>(4)日 額 週休日または指定日等で従事時間が6時間未満 2,000円 6時間以上 2,500円 四時間勤務日において正規の勤務時間以外の従事時間が引き続き4時間以上 1,700円</p> <p>(5)日 額 ・週休日または指定日等で従事時間が8時間以上</p> <p>・四時間勤務日において正規の勤務時間以外の従事時間が8時間以上 900円</p>
教育業務連絡指導手当	主任等(教務主任、ほか8主任)	教育業務連絡指導に係る業務	日 額 200円



## (5) 時間外勤務手当(普通会計)

支給実績(19年度決算)	1,181,491 千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	287 千円
支給実績(18年度決算)	923,727 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	230 千円

管理職員及び外郭団体などへの派遣職員を除く正規職員の平均

## (6) その他の手当(20年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度普通会計決算)		
扶養手当	千円	異なる	本市6,000円 支給部分について国は 6,500円支給	572,555 千円	217,371 円		
	配偶者					13,000	
	その他の扶養親族					1人目	6,000 (6,500)
						配偶者がいない1人目	11,000
						2人目から1人につき	6,000
						満16歳から22歳の加算	5,000
( )内は、扶養親族でない配偶者を有する場合の手当額							
住居手当	1.月額12,000円を超える家賃を払っている者 月額100円～27,000円 2.新築等5年以内の持家でかつ世帯主 月額 2,500円	同じ		217,303 千円	170,167 円		
通勤手当	徒歩通勤した場合の距離が片道2km以上であるとき 1. 交通機関等の利用者 6ヶ月定期相当額を6ヶ月毎に支給(月額55,000円限度) 2. 自動車等の使用者 距離に応じて支給 (3,000円～24,500円) 3. 徒歩通勤者 支給しない	異なる	2. について 2,000～24,500円を支給	656,142 千円	146,232 円		
管理職手当	・局長 91,000円 ・理事(局長級) 87,000円 ・部長 83,000円 ・理事 79,000円 ・部次長 70,000円 ・課長 66,000円 ・参事 62,000円 ・総括指導主事 58,000円	異なる	官職に応じて定額(51,900～139,300円) 本省の課長補佐級以上の者に支給される額を記載	495,116 千円	814,336 円		
休日勤務手当	勤務1時間当たりの支給額×135/100	同じ		74,921 千円	74,179 円		
夜間勤務手当	勤務1時間当たりの支給額×25/100	同じ		13,668 千円	278,939 円		

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (19年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度普通会計決算)
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員	同じ		4,745 千円	474,500 円
宿日直手当	・危機管理に伴う宿日直 6,700円 ・上記以外の宿日直 2,200円 ・常直 7,700円 ・勤務時間が5時間未満の場合 上記金額の50/100	異なる	・宿日直 4,200円 ・農場等当直 5,100円 ・研修施設等当直 5,900円 ・医師の当直 20,000円 ・常直 21,000円 ・勤務時間が5時間未満の場合 上記金額の50/100	6,464 千円	11,301 円
管理職員特別勤務手当	課長相当職以上 (6時間以内) 10,000円 (6時間以上) 15,000円 校長(6時間以内) 7,000円 校長(6時間以上) 10,500円 教頭(6時間以内) 6,000円 教頭(6時間以上) 9,000円	異なる	6時間以内 4,000円から18,000円 6時間以上 6,000円から27,000円	6,380 千円	21,924 円
産業教育手当	工業に関する課程を置く高等学校教育職員に支給 給料月額額の10/100(定時制手当受給者は6/100)	同じ		14,545 千円	230,865 円
定時制通信教育手当	定時制の課程を置く高等学校教職員に支給 月額 1,500円	異なる	給料月額額の10/100	19,947 千円	343,919 円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校の教職員に支給(高等学校教職員は権衡職員として支給) 職務の級及び号給に応じて定める額(定時制手当受給者は3/4、産業教育手当受給者は2/4)	同じ		41,830 千円	172,140 円
教育業務連絡指導手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないとい認められるものに従事する職員に対して支給 月額 200円	同じ		473 千円	14,333 円

注 1 支給実績(19年度決算)は、再任用短時間及び任期付短時間勤務職員への支給分を除く

## 5 特別職の報酬等の状況(平成20年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	1,190,000 円	(参考)政令市における最高/最低額 1,466,500 円, 1,071,000 円
	副 市 長	990,000 円	1,179,000 円, 912,000 円
報 酬	議 長	950,000 円	1,260,000 円, 778,000 円
	副 議 長	850,000 円	1,120,000 円, 700,000 円
	議 員	780,000 円	1,020,000 円, 648,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(19年度支給割合)	月分
	副 市 長	4.5	月分
議 員	議 長	(19年度支給割合)	月分
	副 議 長 議 員	4.5	月分
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職月数×47/100	26,846,400 任期毎
	備 考	給料月額×在職月数×3384/10000	16,080,768 任期毎
市長と副市長の退職手当額の算定については、当分の間、「100分の50」を「100分の47」と、「100分の36」とあるのは「10000分の3384」とそれぞれ読み替えて適用していません。			

(注) 1 市長及び副市長の給料減額措置は、平成14年4月から実施し、平成19年12月で廃止いたしました。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

### (1)部門別職員数の状況と主な増減理由

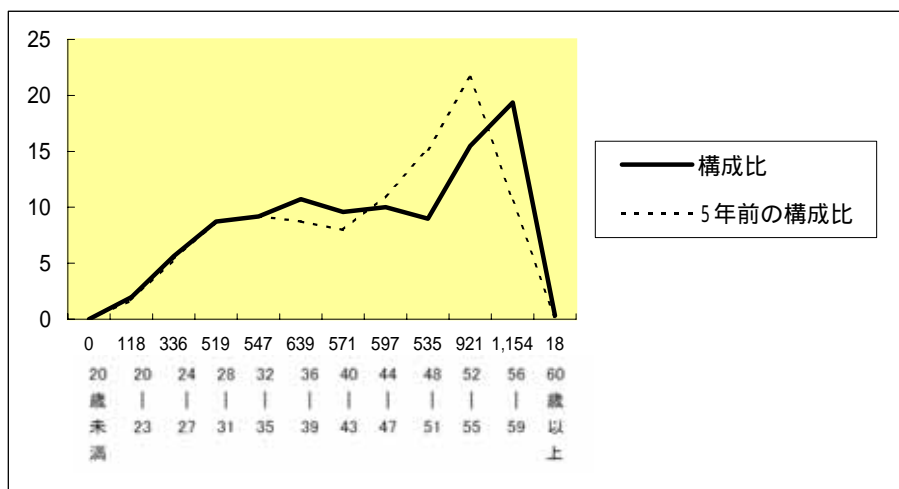
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成19年	平成20年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	31	28	3	業務の見直しによる減員 業務の見直しによる減員 業務の見直しによる減員 堺浜・計画推進担当の体制強化による増員 公園維持管理業務等の民間委託による減員 保育所の民営化等による減員 ごみ収集業務の民間委託の拡大による減員
		総務	870	840	30	
		税務	286	274	12	
		労働	12	11	1	
		農林水産	45	43	2	
		商工	67	76	9	
		土木	701	685	16	
		民生	1,204	1,159	45	
		衛生	747	713	34	
	計	3,963	3,829	134	<参考> 人口1万人当たり職員数 46 人	
	教育部門	887	835	52		
	小 計	4,850	4,664	186	<参考> 人口1万人当たり職員数 56 人	
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	531	534	3	看護師の補充等による増員	
	水道	303	293	10	体制の見直しによる減員	
	下水道	314	297	17	下水処理場業務の見直しによる減員	
	その他	169	167	2		
	小 計	1,317	1,291	26		
合 計		6,167 [6629]	5,955 [6629]	212	<参考> 人口1万人当たり職員数 71 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況(平成20年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	118人	336人	519人	547人	639人	571人	597人	535人	921人	1,154人	18人	5,955人

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
6,310人	5,679人	631人	10.0%

(参考)定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成20年4月	平成24年4月	集中改革プランの目標数値である631人をさらに上回る数値

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	17年計画始期	18年	19年	20年	21年	22年	18年～22年計	(参考)数値目標
			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政	職員数	4,032	4,029	3,963	3,829				
	増減		3	66	134			203	
教育	職員数	951	951	887	835				
	増減		0	64	52			116	
公営企業等会計	職員数	1,327	1,307	1,317	1,291				
	増減		20	10	26			36	
計	職員数	6,310	6,287	6,167	5,955				5,679
	増減		23	120	212			355 (56.3%)	631

(注) 計画期間は、17年～22年の5年間です。

(注) ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示しています。

(注) 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を表示しています。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 病院事業

#### 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
19年度	12,781,581	1,027,292	3,850,799	30.1	29.0

区分	職員数 A	与 費				一人当たり 給与費	堺市(公営企業以外)の 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
19年度	532	2,208,878	834,992	806,929	3,850,799	7,238	7,030

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、20年3月31日現在の人数である。

##### イ 特記事項

- 平成17年4月から平成19年12月までの間、行政職の局長級及び部長級に相当する職員については5%、部次長級及び課長級に相当する職員については3%の給料月額を減額しています。
- 平成17年度から19年度までの間、全職員について期末及び勤勉手当の5%をそれぞれ減額しています。

#### 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(20年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
医師	43.5 歳	582,995 円	1,166,620 円
看護師	33.7 歳	272,466 円	455,910 円
事務職員	43.3 歳	409,509 円	654,122 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

堺 市	堺市(公営企業以外)
1人当たり平均支給額(19年度) 1,516 千円	1人当たり平均支給額(19年度) 千円
(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(18年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 堺市(病院事業会計)に同じ
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 堺市(病院事業会計)に同じ

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### イ 退職手当(20年4月1日現在)

堺 市	堺市(公営企業会計以外)
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 53.50 月分 その他の加算措置 病気特別退職時2%加算 1人当たり平均支給額 2,512 千円(自己都合) 22,643 千円(勤奨・定年)	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 勤続25年 勤続35年 最高限度額 その他の加算措置 病気特別退職時2%加算 1人当たり平均支給額 3,798 千円(自己都合) 25,106 千円(勤奨・定年)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

( 2 0 年 4 月 1 日現在 )

支給実績 ( 1 9 年度決算 )		231,748 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 ( 19年度決算 )		451,971 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 ( 支給率 )
堺市 ( 医師 )	15 %	76 人	10 %
堺市 ( 医師以外 )	10 %	445 人	10 %

( 2 2 年度の制度完成時 )

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度 ( 支給率 )
堺市 ( 医師 )	15 %	15 %
堺市 ( 医師以外 )	10 %	10 %

( 注 ) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当 ( 2 0 年 4 月 1 日現在 )

支給実績 ( 1 9 年度決算 )		180,568 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 ( 1 9 年度決算 )		448,563 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 ( 1 9 年度 )		74.6 %	
手当の種類 ( 手当数 )		6種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	看護師等	感染症患者発生時に対応する職員	日額290円
放射線取扱手当	医師、看護師等	エックス線その他放射線を取り扱う業務に従事	日額230円
緊急医療業務手当	医師、技師等	救急医療業務に従事	医 ( 1 ) - 2級以下 ・ 35,000円 / 平日宿直 ・ 15,000円 / 休日半日直 ・ 30,000円 / 休日日直 ・ 40,000円 / 休日宿直 ・ 17,500円 / 平日半宿直 ・ 50,000円 / 年未年始宿日直 医 ( 1 ) - 3級以上 ・ 45,000円 / 平日宿直 ・ 20,000円 / 休日半宿直 ・ 40,000円 / 休日日直 ・ 50,000円 / 休日宿直、年未年始宿日直 ・ 22,500円 / 平日半宿直 管理職の医療技術員 ・ 20,000円 / 平日宿直 ・ 11,000円 / 休日半日直 ・ 21,000円 / 休日宿直 ・ 30,000円 / 医師以外年未年始宿日直 医 ( 1 ) - 1 級 ・ 9,000円 / 緊急呼出し1回 ・ 6,000円 / 時間外待機1回 医 ( 1 ) - 2 級 ) ・ 12,000円 / 緊急呼出し1回 ・ 8,000円 / 時間外待機1回 医 ( 1 ) - 3級 ・ 15,000円 / 緊急呼出し1回 ・ 10,000円 / 時間外待機1回 医 ( 1 ) - 4級以上 ・ 18,000円 / 緊急呼出し1回 ・ 12,000円 / 時間外待機1回
診療所兼務医師手当	医師	正規の勤務時間外にちぬが丘診療所で診療に従事	27,000円 / 1 回

なし

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間看護等手当	看護師、助産師	正規の勤務の全部又は一部が深夜に勤務する職員（変則勤務手当との併給無）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべて深夜：6,800円/回</li> <li>・4時間以上：3,300円/回</li> <li>・2～4時間：2,900円/回</li> <li>・2時間未満：2,000円/回</li> </ul>
死体処置手当	医師、看護師、技師等	死体の解剖又は死後処置に従事	3,200円/回

オ 時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	297,057 千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	558 千円
支給実績（18年度決算）	263,081 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	531 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	
扶養手当	千円		同じ	40,291 千円	228,818 円	
	配偶者	13,000				
	その他の扶養親族	1人目				6,000 (6,500)
		配偶者がいない1人目				11,000
		2人目から1人につき				6,000
		満16歳から22歳の加算				5,000
( )内は、扶養親族でない配偶者を有する場合の手当額						
住居手当	1.月額12,000円を超える家賃を払っている者 月額100円～27,000円 2.新築等5年以内の持家であつ世帯主 月額 2,500円	同じ		38,185 千円	221,791 円	
通勤手当	徒歩通勤した場合の距離が片道2km以上であるとき 1.交通機関等の利用者 6ヶ月定期代相当額を6ヶ月毎に支給(月額55,000円限度) 2.自動車等の使用者 距離に応じて支給 ( 3,000円～24,500円) 3.徒歩通勤者 支給しない	同じ		67,643 千円	163,389 円	

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (19年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (19年度決算)
管理職手当	次表のとおり	同じ		77,027 千円	1,042,079 円
夜間勤務手当	勤務1時間当たりの支給額×25/100	同じ		40,490 千円	128,983 円
初任給調整手当	・医師・歯科医師 159,100円～37,500円 ・看(准看)護師・助産師 10,000円～3,000円	同じ		134,022 千円	708,486 円

管理職手当

行政職給料表の適用を受けるもの	
監・補佐官・局長	91,000円
理事(局長級)	87,000円
部長	83,000円
理事(部長級)	79,000円
部次長	70,000円
課長	66,000円
参事	62,000円

医療職給料表(2)の適用を受けるもの	
職務の級が8級の職	83,000円
職務の級が7級の職	70,000円
職務の級が6級の職	66,000円

医療職給料表(1)の適用を受けるもの	
院長	100分の23
副院長	100分の22
局長	100分の21
局次長	100分の20
部長(市長が指定するもの)	100分の19
理事	100分の18
診療科の部長及び副部長	100分の17
副理事	100分の16
参事及び医長	100分の15

医療職給料表(3)の適用を受けるもの	
看護局長	83,000円
看護局次長及び科の部長	70,000円
看護科長	66,000円



(2) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B / A %	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
19年度	18,123,553	2,188,105	2,858,518	15.8	15.8

区分	職員数 A 人	給 与 費 B 千円				一人当たり 給与費 千円	堺市(公営企業以外)の 一人当たり給与費 千円
		給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円		
19年度	298	1,284,323	386,967	549,819	2,221,109	7,453	7,030

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、20年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

- 平成17年4月から平成19年12月までの間、局長級及び部長級の職員については5%、部次長級及び課長級の職員については3%の給料月額を減額しています。
- 平成17年度から19年度までの間、全職員について期末及び勤勉手当の5%をそれぞれ減額しています。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(20年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
堺市水道事業	45.5 歳	410,460 円	621,116 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

堺 市		堺市(公営企業以外)	
1人当たり平均支給額(19年度) 1,812 千円		1人当たり平均支給額(19年度) 1,774 千円	
(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.5 月分 (0.75) 月分		(19年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 堺市(水道事業会計)と同じ	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 堺市(水道事業会計)と同じ	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(20年4月1日現在)

堺 市			堺市(公営企業会計以外)		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年		
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	堺市(水道事業会計)と同じ	
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年		
最高限度額	53.50 月分	59.28 月分	最高限度額		
その他の加算措置	病気特別退職時2%加算		その他の加算措置	病気特別退職時2%加算	
1人当たり平均支給額	26,157 千円(勤奨・定年)		1人当たり平均支給額	3,798 千円(自己都合) 25,106 千円(勤奨・定年)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		136,791 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		451,454 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
堺市	10%	305人	10%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
堺市	10%	10%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当(20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		878,050 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		12,913 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)		22.4%	
手当の種類(手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
料金等事務従事手当	営業課職員	水道料金、下水道料金等の滞納金の徴収に関する業務に従事する職員	業務に従事した日1日につき250円
環境事業業務従事手当		次に掲げる作業に従事する職員 ア 下水処理施設又は下水ポンプ施設での下水の処理作業 イ 下水道の修繕又は清掃 ウ 下水管きよ等からの採水業務	作業に従事した日1日につき300円
夜間特殊業務手当	維持管理課・配水管理課職員	正規の勤務の全部又は一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)において行われる業務に従事する職員	ア 正規の勤務時間が深夜の全部を含む業務である場合 従事した勤務1回につき1,100円 イ 正規の勤務時間が深夜の一部を含む業務で、その深夜における勤務時間が2時間以上である場合 従事した勤務1回につき730円 ウ 正規の勤務時間が深夜の一部を含む業務で、その深夜における勤務時間が2時間未満である場合 従事した勤務1回につき410円
放射線取扱手当	配水管理課職員	エックス線その他の放射線を取り扱う業務に従事する職員	業務に従事した日1日につき230円
用地交渉等手当	理財課職員	事業に必要な土地の取得等に関して、権利者と直接面談により交渉等を行う業務に従事する職員	業務に従事した日1日につき650円(業務が深夜において行われた場合については、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額)

オ 時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	122,198 千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	401 千円
支給実績（18年度決算）	131,399 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	426 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）		
扶養手当	千円		異なる	本市6,000円支給部分について国は6,500円支給	48,008 千円	229,702 円	
	配偶者	13,000					
	その他の扶養親族	1人目					6,000 (6,500)
		配偶者がいない1人目					11,000
		2人目から1人につき					6,000
		満16歳から22歳の加算					5,000
( )内は、扶養親族でない配偶者を有する場合の手当額							
住居手当	1.月額12,000円を超える家賃を払っている者 月額100円～27,000円 2.新築等5年以内の持家でかつ世帯主 月額 2,500円	同じ		14,518 千円	168,816 円		
通勤手当	徒歩通勤した場合の距離が片道2km以上であるとき 1. 交通機関等の利用者 6ヶ月定期代相当額を6ヶ月毎に支給(月額55,000円限度) 2. 自動車等の使用者 距離に応じて支給 (3,000円～24,500円) 3. 徒歩通勤者 支給しない	異なる	2. について2,000～24,500円を支給	42,727 千円	150,980 円		
管理職手当	・局長 91,000円 ・理事(局長級) 87,000円 ・部長 83,000円 ・理事 79,000円 ・部次長 70,000円 ・課長 66,000円 ・参事 62,000円 ・総括指導主事 58,000円	異なる	官職に応じて定額(51,900～139,300円)本省の課長補佐級以上の者に支給される額を記載	22,392 千円	861,231 円		
夜間勤務手当	勤務1時間当たりの支給額×25/100	同じ		1,863 千円	33,262 円		

(3) 下水道事業  
職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は実質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
19年度	23,585,426	554,379	3,405,496	14.4	13.8

区分	職員数 A 人	給与費 B 千円				一人当たり 給与費 千円	堺市(公営企業以外)の 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 千円		
19年度	306	1,392,407	385,675	595,442	2,373,524	7,757	7,030

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、20年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

- 平成17年4月から平成19年12月までの間、局長級及び部長級の職員については5%、部次長級及び課長級の職員については3%の給料月額を減額をしています。
- 平成17年度から19年度までの間、全職員について期末及び勤勉手当の5%をそれぞれ減額しています。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(20年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
堺市下水道事業	47.7 歳	433,998 円	646,385 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

堺市	堺市(公営企業以外)
1人当たり平均支給額(19年度) 1,862 千円	1人当たり平均支給額(19年度) 1,774 千円
(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(19年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 堺市(下水道事業会計)に同じ
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 堺市(下水道事業会計)に同じ

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(20年4月1日現在)

堺市	堺市(公営企業会計以外)
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 53.50 月分 その他の加算措置 病気特別退職時2%加算 1人当たり平均支給額 23,561 千円 (全退職者の平均)	(支給率) 自己都合 勤続20年 30.55 月分 勤続25年 41.34 月分 勤続35年 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 病気特別退職時2%加算 1人当たり平均支給額 3,798 千円(自己都合) 25,106 千円(勤続・定年)
	堺市(下水道事業会計)に同じ

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、19年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		149,029 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		464,265 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
堺市	10%	317人	10%

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
堺市	10%	10%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当(20年4月1日現在)

支給実績(19年度決算)		10,950 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)		72,039 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(19年度)		47.4%	
手当の種類(手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
料金等事務従事手当	下水道業務課職員	水道料金、下水道料金等の滞納金の徴収に関する業務に従事する職員	業務に従事した日 1日につき250円
環境事業業務従事手当	下水処理場・下水道管理事務所・下水道水質対策課職員	次に掲げる作業に従事する職員 ア 下水処理施設又は下水ポンプ施設での下水の処理作業 イ 下水道の修繕又は清掃 ウ 下水管きよ等からの採水業務	作業に従事した日 1日につき300円
夜間特殊業務手当	下水処理場職員	正規の勤務の全部又は一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)において行われる業務に従事する職員	ア 正規の勤務時間が深夜の全部を含む業務である場合 従事した勤務1回につき1,100円 イ 正規の勤務時間が深夜の一部を含む業務で、その深夜における勤務時間が2時間以上である場合 従事した勤務1回につき730円 ウ 正規の勤務時間が深夜の一部を含む業務で、その深夜における勤務時間が2時間未満である場合 従事した勤務1回につき410円
放射線取扱手当	下水道水質対策課職員	エックス線その他の放射線を取り扱う業務に従事する職員	業務に従事した日 1日につき230円
用地交渉等手当	下水道計画課職員	事業に必要な土地の取得等に関して、権利者と直接面談により交渉等を行う業務に従事する職員	業務に従事した日1日につき650円(業務が深夜において行われた場合については、当該額にその100分の50に相当する額を加算した額)

オ 時間外勤務手当

支給実績（19年度決算）	96,238 千円
職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	298 千円
支給実績（18年度決算）	93,686 千円
職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）	279 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）		
扶養手当	千円		異なる	本市6,000円支給部分について国は6,500円支給	55,002 千円	234,051 円	
	配偶者	13,000					
	その他の扶養親族	1人目					6,000 (6,500)
		配偶者がいない1人目					11,000
		2人目から1人につき					6,000
		満16歳から22歳の加算					5,000
( )内は、扶養親族でない配偶者を有する場合の手当額							
住居手当	1.月額12,000円を超える家賃を払っている者 月額100円～27,000円 2.新築等5年以内の持家でかつ世帯主 月額 2,500円	同じ		13,064 千円	169,662 円		
通勤手当	徒歩通勤した場合の距離が片道2km以上であるとき 1. 交通機関等の利用者 6ヶ月定期代相当額を6ヶ月毎に支給(月額55,000円限度) 2. 自動車等の使用者 距離に応じて支給 ( 3,000円～24,500円) 3. 徒歩通勤者 支給しない	異なる	2. について 2,000～24,500円を支給	40,511 千円	134,588 円		
管理職手当	・局長 91,000円 ・理事(局長級) 87,000円 ・部長 83,000円 ・理事 79,000円 ・部次長 70,000円 ・課長 66,000円 ・参事 62,000円 ・総括指導主事 58,000円	異なる	官職に応じて定額( 51,900～139,300円) 本省の課長補佐級以上の者に支給される額を記載	14,904 千円	828,000 円		
夜間勤務手当	勤務1時間当たりの支給額×25/100	同じ		11,158 千円	253,591 円		
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員	同じ		492 千円	492,000 円		